

【常勤】言語聴覚士 選考募集要項

令和8年10月20日

独立行政法人地域医療機能推進機構

さいたま北部医療センター

独立行政法人地域医療機能推進機構さいたま北部医療センターでは、言語聴覚士を以下のとおり募集します。

(独立行政法人の職員となりますので、国家公務員に準拠した待遇です。)

1 職名及び人数

言語聴覚士 1名

2 年齢

年齢は、採用予定日現在で60歳未満（定年年齢が60歳のため）の者とする。

3 学歴及び資格

言語聴覚士免許を有する者。

4 職務内容

①急性期病棟、地域包括ケア病棟における言語聴覚士業務全般

対象患者は脳神経外科・内科がないため脳血管疾患は少なく、高齢者の肺炎・誤嚥性肺炎に対するリハビリテーション、摂食機能療法が中心

②病棟看護師による摂食機能療法の推進・指導

日々の看護ケアの中で行う「摂食機能療法」の計画立案、および直接的な技術指導、助言

③多職種チーム医療への参画

④その他の付帯業務

5 望まれる要件

(人物像)

- ①機構内職員及び取引先などとのコミュニケーションスキルがあること。
- ②業務に前向きに取組み、心身ともに健康なこと。
- ③機構の規程を厳守するとともに、社会通念に照らして正しい行動が行えること。

(経験・ノウハウ・スキル等)

- ①多職種で協働して嚆下りハ体制を構築した経験があると尚可

6 不適格条項

以下に該当する者の応募は、受け付けないものとする。

- ①禁固刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者。
- ②懲戒解雇（国家公務員、国立高度専門医療研究センター及び独立行政法人での相当の処分を含む）の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者。
- ③日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し又はこれに加入した者。
- ④外国籍のみを有する者で、日本国内における活動に制限のない在留資格（永住者、日本人配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者）を有しない者。

7 処遇等

(身分) 常勤職員

(勤務日) 週38時間45分勤務

原則月曜日～金曜日の平日

※長期連休（年末年始、GW、SW等）は必要に応じて出勤の場合あり

（今後、病院方針により土・日勤務を検討する可能性あり）

(勤務時間) 8時30分～17時00分（1日あたり7時間45分勤務）

(給与等) 当機構の職員給与規程により決定する。

一例) 専門卒初任給：年収360万円程度（年2回の賞与含む）

採用後10年目：年収440万円程度（年2回の賞与含む）

大学卒初任給：年収370万円程度（年2回の賞与含む）

採用後10年目：年収460万円程度（年2回の賞与含む）

※経歴により異なります。

(社会保険等) 健康保険、厚生年金、雇用保険、労災保険等加入、有給休暇・

その他特別休暇あり

(勤務場所) 独立行政法人地域医療機能推進機構さいたま北部医療センター

埼玉県さいたま市北区宮原町 1-851

8 応募書類

- ①履歴書 (写真添付)
- ②職務経歴書
- ③言語聴覚士免許の写し

9 締切日

特に設けません。

10 採用予定日

随時

11 選考方法

書類選考を通過した方に面接選考を行い、採用者を決定します。

12 書類提出先及び面接会場

住 所 〒331-8625

埼玉県さいたま市北区宮原町 1-851

宛 先 地域医療機能推進機構さいたま北部医療センター 総務企画課 宛て

電 話 048-662-1450 (総務企画課直通)

面接会場 同上

(提出書類は封筒に「言語聴覚士応募書類」と朱書きし、簡易書留など受け取り確認のできる方法にてお送りください。)